

古市地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は地域課題の解決に向け、地域の特色、個性を大切にしながら、地域住民の創意工夫と責任のもと、以下に掲げるような共働活動を行うことにより、地域力を高め、住みよい古市地区を形成していくことを目的とする。

- (1) 人権のまちづくりの推進
- (2) 地域住民の健康・福祉の推進
- (3) 地域防災・地域防犯活動の推進
- (4) 地域環境の保全
- (5) 教育・文化・スポーツ活動の振興
- (6) 地域の芸能文化の振興
- (7) 地域課題の検討
- (8) 地域資源の発掘・活用
- (9) その他コミュニティ活動の推進

(名称)

第2条 本会は古市地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所の位置)

第3条 本会の事務所は、篠山市波賀野 682-2(古市コミュニティ-消防センター内)に置く。

(区域)

第4条 本会の区域は古市地区内とする。

第2章 組織

(会員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 古市地区に居住する住民
- (2) 古市地区に住所地を置く事業所
- (3) 古市地区住民で活動する自治会、各種団体
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長	2名
監事	2名
会計	1名
事務局長	1名
部会長	5名

2. 会長、副会長及び監事は総会において選出する。
3. 会計・事務局長・顧問は会長が指名し役員会の承認を得るものとする。
4. 部会長は各部会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 協議会の役員の仕事は次のとおりとする。

2. 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その仕事を代行する。
4. 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会で監査報告を行う。
5. 会計は、協議会の会計事務を処理する。
6. 事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員の仕事)

第8条 前条に掲げる役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残存期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その仕事をしなければならない。

第3章 会議

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会(以下「会議」という。)とする。

2. その他、会議についての詳細は、別に定める。

(会議の開催及び運営)

第10条 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開催できない。

2. 会議は、原則公開とする。
3. 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、10日前までに周知することを原則とする。
4. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長または部会長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、役員、運営委員会委員及び部会委員をもって構成する。

2. 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
3. 総会は会長が招集する。
4. 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
5. 総会は次の事項を決定する。
 - (1) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長、顧問の任命同意
 - (2) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること。
 - (3) その他、重要事項に関すること。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、会長、副会長、部会長及び公募委員により構成する。

2. 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
3. 運営委員会は、新部会の設置、部会員の変更を協議決定する。
4. 運営委員会は、会長が招集する。
5. 会長は、運営委員会の議長となる。
6. 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第13条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の部会を置く。

- (1) 企画部会
 - (2) コミュニティ部会
 - (3) 生活環境部会
 - (4) 健康・福祉部会
 - (5) 広報部会
2. 部会員は、運営委員会の同意を得て、会長が会員の中から選任する。
 3. 部会には、部会長及び副部会長と部会委員を置く。
 4. 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
 5. 部会委員は各団体会員より原則1名を選出する。
 6. 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
 7. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 8. 部会委員は、副部会長を補佐し、所属団体会員の管理を主任務とする。
 9. 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めるこ

とができる。

(部会間の調整)

第14条 部会間の調整は、運営委員会が当ることとする。但し部会相互の協議により協議する場合はこの限りではない。

第4章 財務

(会計)

第15条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもつて充てる。

2. 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第16条 会費は、1世帯あたり年額500円以内とし、その額及び徴収方法は役員会で決定する。

第5章 その他

(規約の変更)

第17条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第18条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則 この規約は、平成20年2月15日から施行する。